

国分寺市

スポーツ推進計画

平成 29 年 3 月

国分寺市

だれでも参加できる 豊かな生涯スポーツ社会の 実現を目指して！

「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」

これは、平成23年8月に施行された「スポーツ基本法」前文の冒頭の一節です。

スポーツは、国境や民族、風俗習慣さえも越え、人々に大きな感動や夢を与えてくれ、想いを一つにしてくれるものであり、まさしく人類共通の文化の一つであると考えます。



国分寺市では、平成18年度に国分寺市教育委員会が策定しました『国分寺市スポーツ振興基本計画』に基づき、スポーツ振興施策に取り組んでまいりました。

一方、計画策定から10年が経過し、この間の社会情勢の変化や市のスポーツ推進における課題を踏まえ、更なるスポーツの推進を図ることを目的に、国分寺市が新たな計画として位置づけた『国分寺市スポーツ推進計画』を策定いたしました。

本計画では、前計画の『だれでも参加できる豊かな生涯スポーツ社会の実現 ～スポーツでもっと元気な国分寺～』という基本理念・目標を継承し、市民の皆様が『する』『観る』『支える（育てる）』という3つの立場から、『いつでも』『だれでも』『どこでも』『いつまでも』スポーツに親しみ、健康及び体力の維持増進や、個人と地域のつながりを持てる社会を実現することで、年齢や障害の有無などに関わらず、豊かであるおいのある生活を送ることを目指してまいります。

今後、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、スポーツをより身近なものとして、運動をする人やスポーツ自体に興味を持つ人が増えることが期待されています。また、平成31年には、東京都市町村総合体育大会の幹事市を国分寺市が務めることとなります。このようなスポーツイベントなどを通して、市民の皆様がスポーツの素晴らしさを改めて認識し、将来を担う子どもたちがスポーツを通じて大きな夢を持ってほしいと願っております。

本計画を推進していくためには、市民の皆様を中心として、スポーツ関係団体をはじめ、市内の様々な団体との連携・協働を図りながら、より一層のスポーツの推進に取り組むことが重要です。本計画の基本理念・目標の実現に向けて、市民の皆様のより一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、市民の皆様をはじめ多くの関係団体の皆様から様々な貴重な御意見等をいただきましたことを、この場を借りて心より御礼申し上げます。

平成29年3月

国分寺市長

井澤邦夫

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の経緯 2
- 2 趣旨 3
- 3 スポーツの定義 4
- 4 計画の位置づけ 5
- 5 計画期間 5

第2章 国分寺市のスポーツの現状と課題

- 1 市民の運動・スポーツへの意識と実態 6
- 2 スポーツ推進に向けた課題 19

第3章 基本構想

- 1 基本理念 23
- 2 基本目標 24
- 3 施策体系 26
- 4 成果目標 27

第4章 主要施策

- 1 豊かなスポーツライフを楽しむ人の拡大 28
- 2 スポーツに親しむ環境の整備 32
- 3 スポーツの活動支援の充実とネットワークの創出 34

第5章 計画の推進にあたって

- 1 推進体制 38
- 2 計画の進行管理 38

資料編

- 1 (仮称) 国分寺市スポーツ推進計画市民ワークショップ設置要綱 . . . 42
- 2 ワークショップ開催状況 43
- 3 (仮称) 国分寺市スポーツ推進計画策定等検討委員会設置規程 . . . 44
(平成 26 年度)
- 4 (仮称) 国分寺市スポーツ推進計画策定等検討委員会設置規程 . . . 46
(平成 28 年度)
- 5 (仮称) 国分寺市スポーツ推進計画策定等検討委員会委員名簿 . . . 48
- 6 (仮称) 国分寺市スポーツ推進計画策定等検討委員会経過 49

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯

国が昭和36年に「スポーツ振興法」を制定し、この50余年の間、国・都道府県・市町村レベルで様々なスポーツ振興施策に取り組んできました。この結果、スポーツは広く国民に浸透してきたところです。

しかし、一方で国民がスポーツを行う目的も多様化してきました。更に、地域におけるスポーツクラブなどの成長や、各種競技技術の向上、プロサッカーなどの発展、スポーツによる国際交流・貢献の活発化など、スポーツをめぐる環境は昭和36年と比較して大きく変化しています。

こうしたスポーツ環境を考え、スポーツの推進のための基本的な法律として、平成23年8月に「スポーツ基本法」が施行されました。

この「スポーツ基本法」では、国が「スポーツ基本計画」を定めることとし、都道府県及び市町村においても地域の実情に即した「スポーツ推進計画」を定めるよう努めるものとされています。

このため、国では平成24年3月に「スポーツ基本計画」が策定されました。ここには、スポーツの果たす役割とスポーツを通じて、「青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会」、「健康で活力に満ちた長寿社会」、「地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力ある地域社会」、「国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会」、「平和と友好に貢献し、国際的に信頼され、尊敬される国」の五つを目指す具体的な社会の姿としています。

この計画において今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針では、①学校と地域における子どものスポーツ機会の充実、②若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、③住民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備、④国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備、⑤オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進、⑥ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上、⑦スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進という7つの課題ごとに政策目標を掲げています。

東京都では、平成24年3月に全国初の東京都障害者スポーツ推進計画、平成25年3月に平成25年度から32年度に向けたスポーツ推進のための新たな指針として「東京都スポーツ推進計画」を策定しました。「東京都スポーツ推進計画」の基本理念は

「スポーツの力を すべての人に」で、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツの力で人と都市が活性化する「スポーツ都市東京」を実現しようとするものです。

この計画では、5つの戦略「スポーツに触れて楽しむ機会の創出」「スポーツをしたくなるまちづくり」「ライフステージに応じたスポーツ活動の支援」「世界を目指すアスリートの育成」「国際交流、観光、都市づくり政策等との連動」に沿って推進することとしています。

こうした中、平成31年に東京都市町村総合体育大会の幹事市として、国分寺市がその運営を担うこととなり、市内及び近隣市で多くの競技が行われることとなります。また、この年にはラグビーワールドカップ2019が東京で開催され、更に平成32年には待望の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020オリンピック・パラリンピック」という。）が開催されることから、今後、スポーツに対する関心は市民の間でより一層高まっていくことが期待されます。

これまで国分寺市では、平成18年度に国分寺市教育委員会が作成した「国分寺市スポーツ振興基本計画」に基づき、「だれでも参加できる豊かな生涯スポーツ社会の実現」という基本理念の下、「スポーツでもっと元気な国分寺」実現に向けて取り組んできたところです。しかし、基本計画策定から10年を経過し、この間の社会情勢の変化や市のスポーツ推進における課題を踏まえ、さらなるスポーツの推進を図ることを目的として、国分寺市として新たな計画と位置づけした「国分寺市スポーツ推進計画」を策定することとしました。

2 趣旨

平成23年8月に施行された「スポーツ基本法」は、従来の「スポーツ振興法」を全部改正する形で制定された法律で、前文では「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」という言葉から始まり、「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。」と続けています。

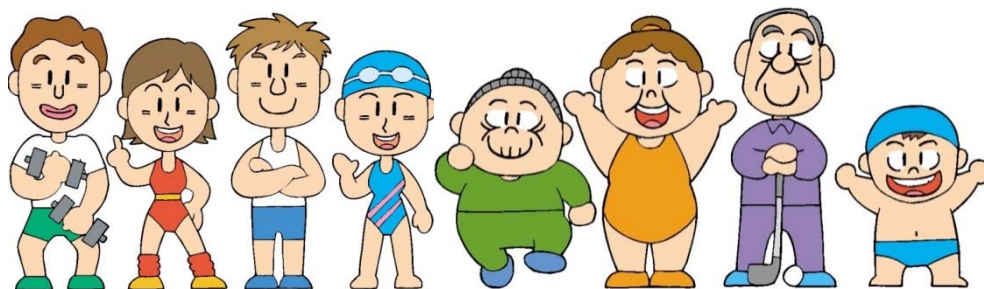
このような考え方にに基づき、「国分寺市スポーツ推進計画」は、前計画の『だれでも参加できる豊かな生涯スポーツ社会の実現 ～スポーツでもっと元気な国分寺～』という基本理念・目標を継承し、体力向上や健康増進などのために「する」スポーツの振興を図るとともに、よりスポーツに関われるように「観る」スポーツや「支える」スポーツを支援していく仕組みづくりを進め、だれもが気軽にスポーツに親しみ、いつでも参加しやすくスポーツライフを楽しめるようなスポーツ環境づくりを進めていきます。

3 スポーツの定義

本計画におけるスポーツの定義を以下のとおり定めます。

＜本計画におけるスポーツの定義＞

ルールに基づいて勝敗や記録を競うスポーツだけでなく、子どもから高齢者まで障害の有無に関わらず、全ての市民が行える健康づくりのためのウォーキングや散歩、ジョギング、サイクリング、軽体操など身体を動かすことで楽しむ幅広い運動やレクリエーションスポーツなど、目的を持って行う身体活動のすべてをスポーツと捉えます。



4 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条第1項に基づく「地方スポーツ推進計画」として位置づけ、国分寺市におけるスポーツ推進のための「基本理念」や「施策」について定めるものです。平成29年度からスタートする『国分寺市総合ビジョン』やその他、関係する計画と連携しながら推進していきます。

5 計画期間

計画の期間は、平成29年度～平成36年度までの8年間とします。なお、平成29年度～平成32年度を前期計画期間とし、後期計画開始の前年である平成32年度に計画の見直しを行うものとします。

計 画 \ 年 度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
スポーツ基本計画(国)		←													
スポーツ推進計画(都)			←												
障害者スポーツ振興計画(都)	←														
国分寺市スポーツ推進計画								←							

第2章 国分寺市のスポーツの現状と課題

1 市民の運動・スポーツへの意識と実態

(1) 『国分寺市民の運動・スポーツ活動に関する実態調査』

(平成28年9月) (以下『実態調査』という。)の結果

【調査の目的】

市内在住の18歳以上の方(住民基本台帳から無作為抽出)がスポーツについてどのように感じ、どのような活動をされていらっしゃるかなどを伺い、今後のスポーツ施策を推進するための基礎資料とさせていただくことを目的としたものです。

【調査の方法と期間】

調査対象	市内在住の18歳以上の方(住民基本台帳から無作為抽出)
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	平成28年9月2日～9月20日

【調査の回収状況】

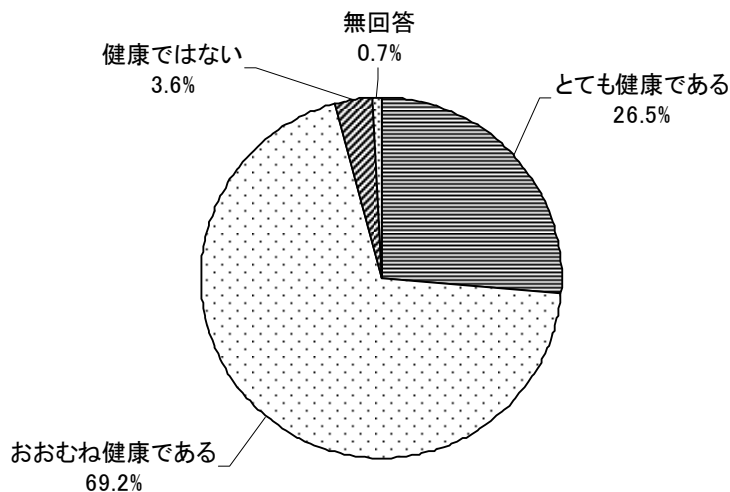
調査対象者数 (a)	1,000人
有効回答者数 (b)	279人
有効回答率 (b/a)	27.9%

健康・運動に対する意識

◆ 健康であると回答した市民の割合は 95.7%

その内、「おおむね健康である」が69.2%で最も多くなっています。

年齢別では、「とても健康である」と回答した人の割合に差が出ています。



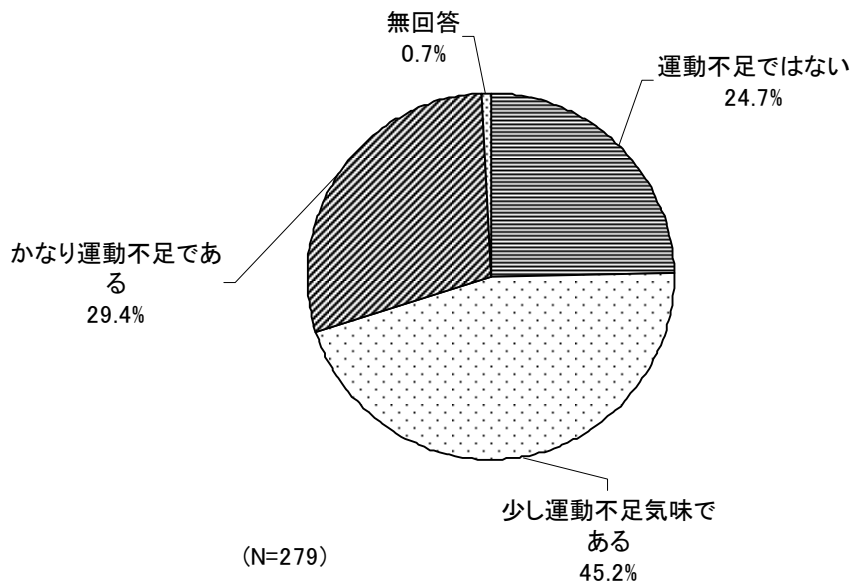
(N=279)

◆ 運動不足ではないと回答した市民の割合は 24.7%

運動については、「少し運動不足気味である」が45.2%で最も多くなっています。

「少し運動不足気味である・かなり運動不足である」と回答した人の割合は、性別では男性の方が7.1ポイント高くなっており、年齢別では30歳代が最も多く、20歳代、40歳代と続いています。

健康状態とのクロス結果では、「健康ではない」と回答した人すべてが「少し運動不足気味である・かなり運動不足である」と回答しているのが特徴です。



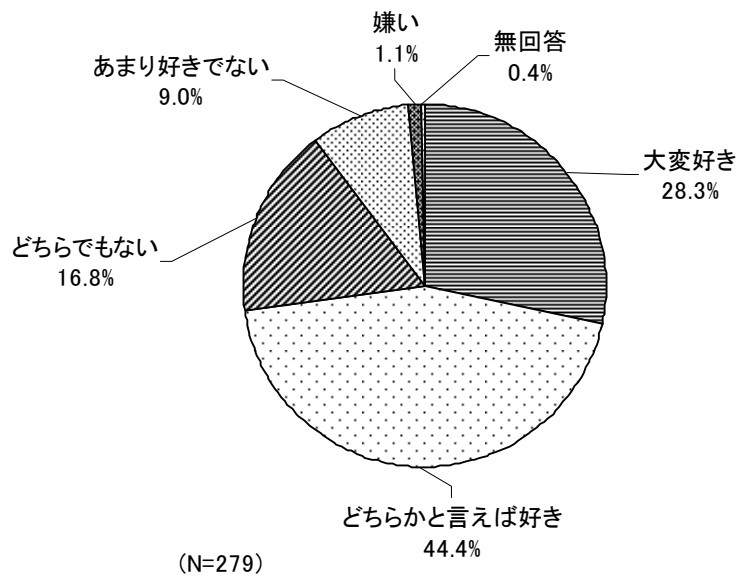
(N=279)

◆ 運動やスポーツが好きと回答した市民の割合は 72.7%

運動やスポーツへの関心については、「どちらかと言えば好き」が44.4%と最も多く、次いで「大変好き」が28.3%の順となっています。

性別では、男性の方がスポーツ好きの人の割合が高くなっています。

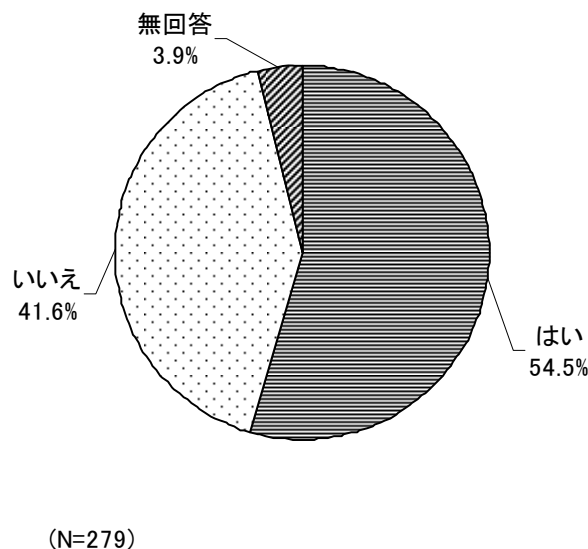
年齢別では、20歳代では4人に1人が「あまり好きでない・嫌い」となっています。



運動・スポーツの実施状況

◆ 継続的に運動・スポーツを行っている市民の割合は 54.5%

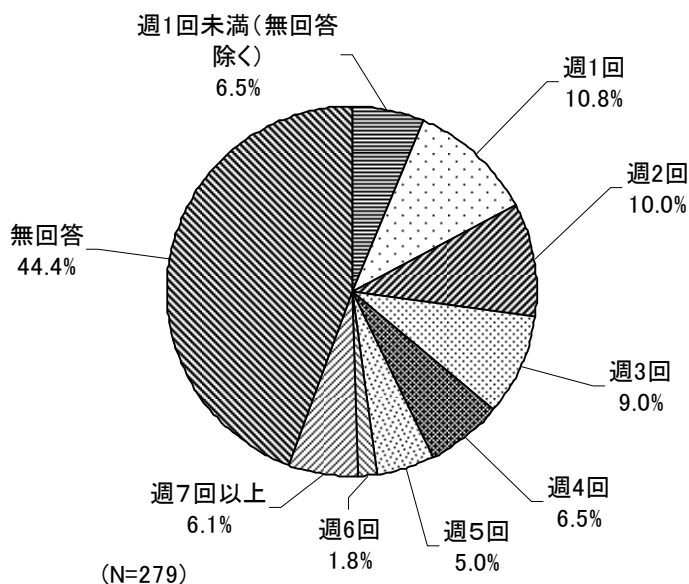
全体では、「はい（している）」が54.5%と多くなっていますが、年齢別では、20～40歳代では「いいえ（していない）」が多くなっています。継続して運動は実施しているが、少し運動不足気味と感じる人がいることがわかります。



◆ **運動・スポーツを実施した頻度は 週1回以上が 49.2%**

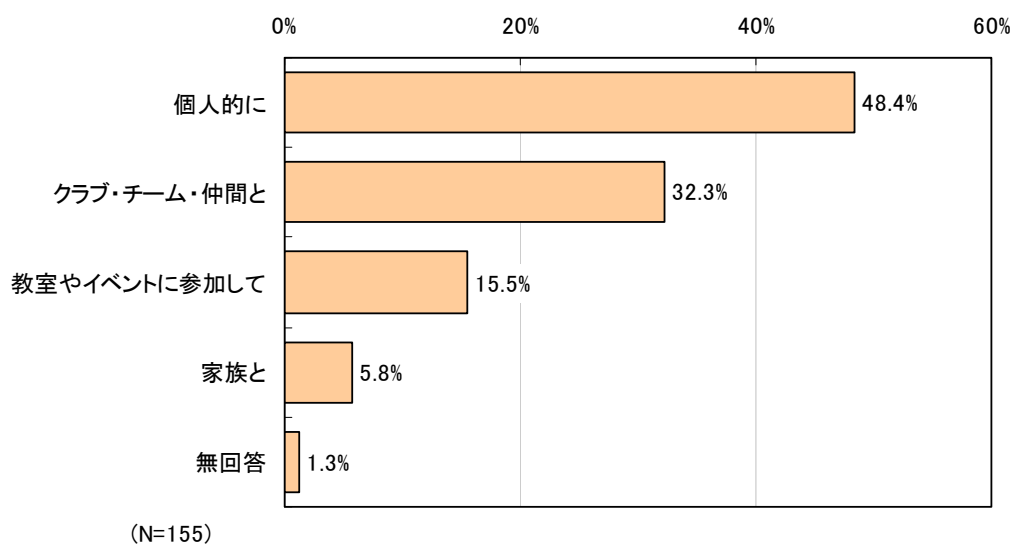
実施したスポーツの回数では、「週1回」が10.8%と最も多く、次いで「週2回」が10.0%となっています。

なお、運動不足と回答した方と、実際の運動の回数との相関関係はあまりないよう見えます。



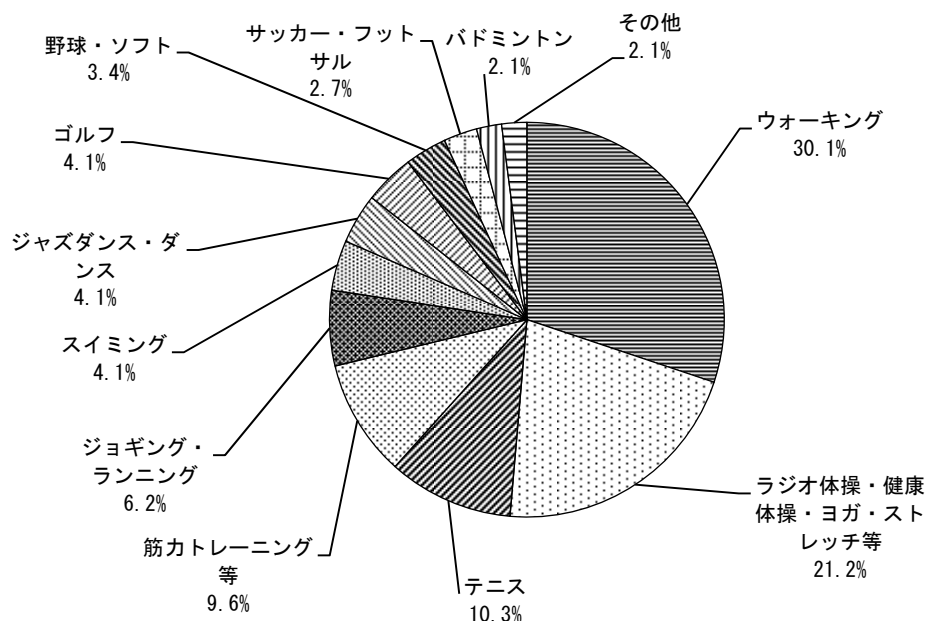
◆ **運動・スポーツをどのように実施したか**

実施した手法では、「個人的に」が48.4%と最も多く、次いで「クラブ・チーム・仲間と」が32.3%の順となっています。



◆ 運動・スポーツは何を実施したか

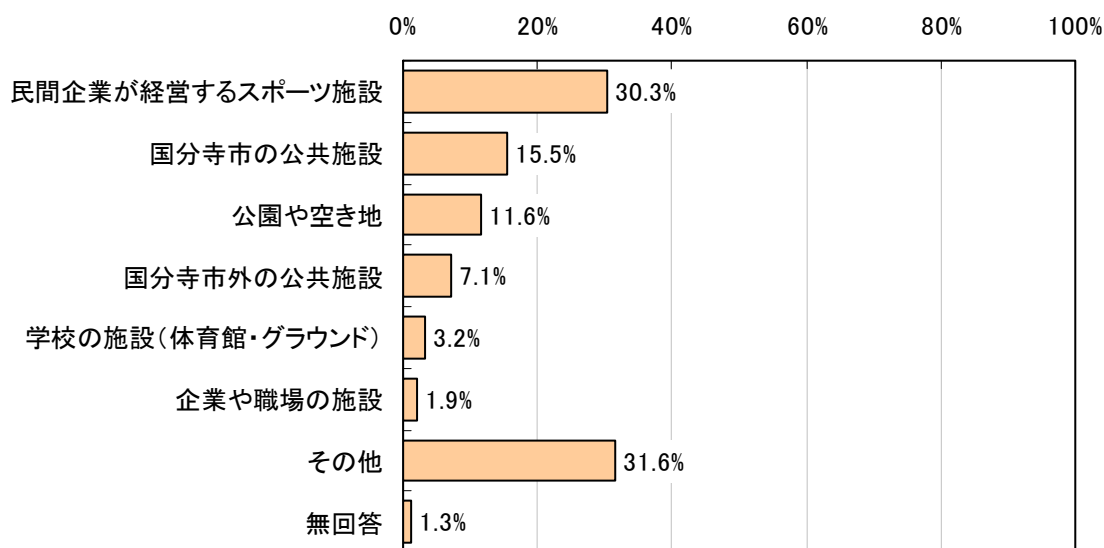
実施している運動・スポーツ種目名で最も多かったのは、「ウォーキング」で30.1%でした。ついで、「ラジオ体操・健康体操・ヨガ・ストレッチ等」の運動をしている人が21.2%、「テニス」が10.3%、「筋力トレーニング等」が9.6%と続いていき、これらの種目を見ると、仲間ともできますが、個人で行いやすい種目がより多く実施されていたことが分かります。



(N=155)

◆ 運動・スポーツを実施した場所は

実施場所では、「民間企業が経営するスポーツ施設」が30.3%と最も多く、次いで「国分寺市の公共施設」が15.5%となっています。



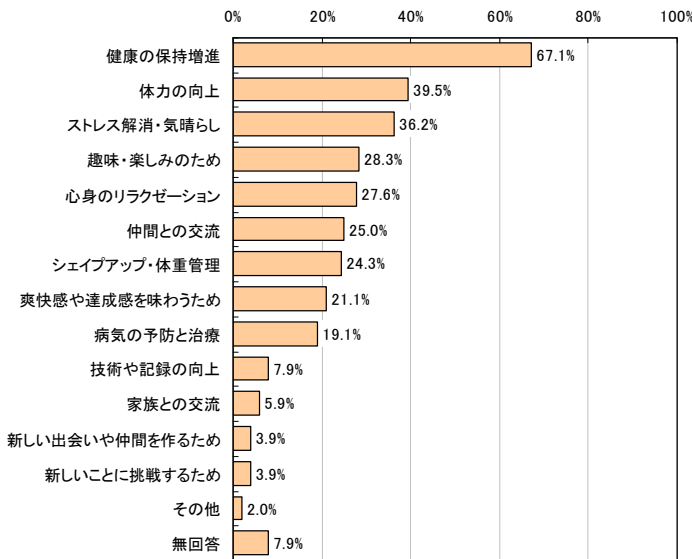
(N=155)

◆ **運動・スポーツを実施した理由は**

スポーツを行う理由（複数回答可）については、「健康の保持増進」が67.1%と最も多く、次いで「体力の向上」が39.5%の順となっています。

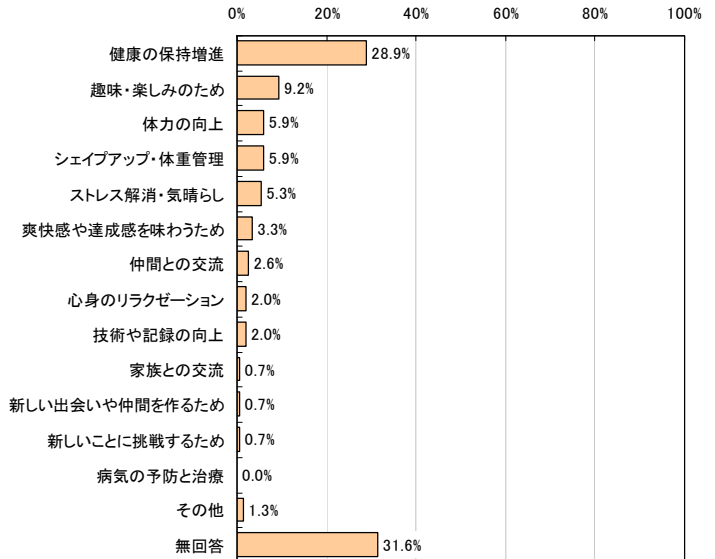
それら理由の内、最も当てはまるもの（1つ選択）については、「健康の保持増進」が28.9%と最も多く、次いで「趣味・楽しむのため」の順となっています。

【スポーツを行う理由（複数回答可）】



(N=152)

【左記理由の内、最も当てはまるもの（1つ選択）】

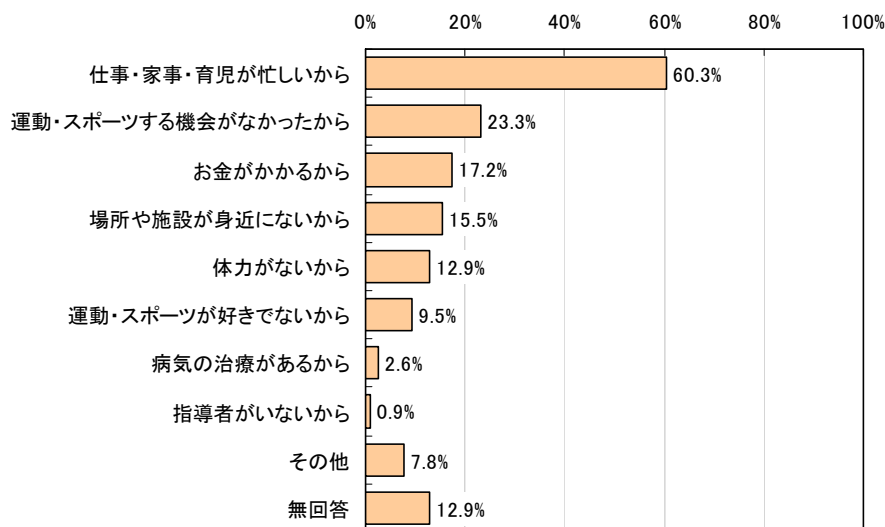


(N=152)

◆ **運動・スポーツを実施しなかった理由は**

スポーツを行わなかった理由としては、「仕事・家事・育児が忙しいから」が60.3%と最も多く、次いで「運動・スポーツする機会がなかったから」が23.3%の順となっています。

性別では「仕事・家事・育児が忙しいから」と回答した人の割合は女性が男性より19ポイント高くなっています。

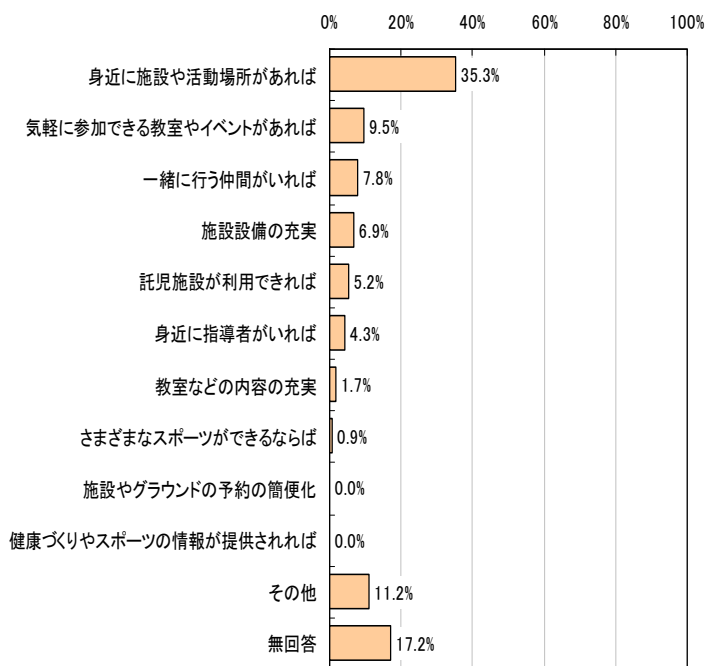


(N=116)

◆ 運動・スポーツを実施しなかった人で、どのような条件を整えば運動・スポーツを実施しますか

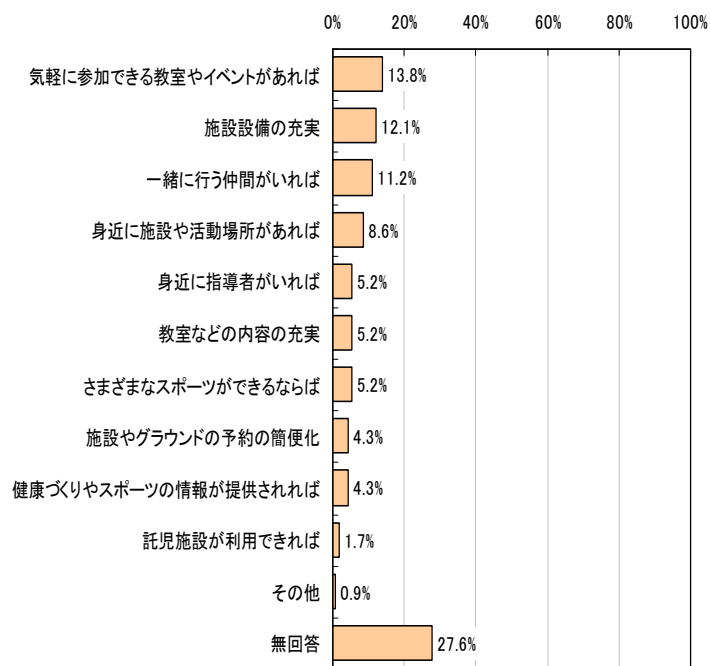
運動をするための条件としては、1番目の条件は「身近に施設や活動場所があれば」が35.3%、2番目の条件は「気軽に参加できる教室やイベントがあれば」が13.8%と最も多くなっています。

【1番目の条件】



(N=116)

【2番目の条件】



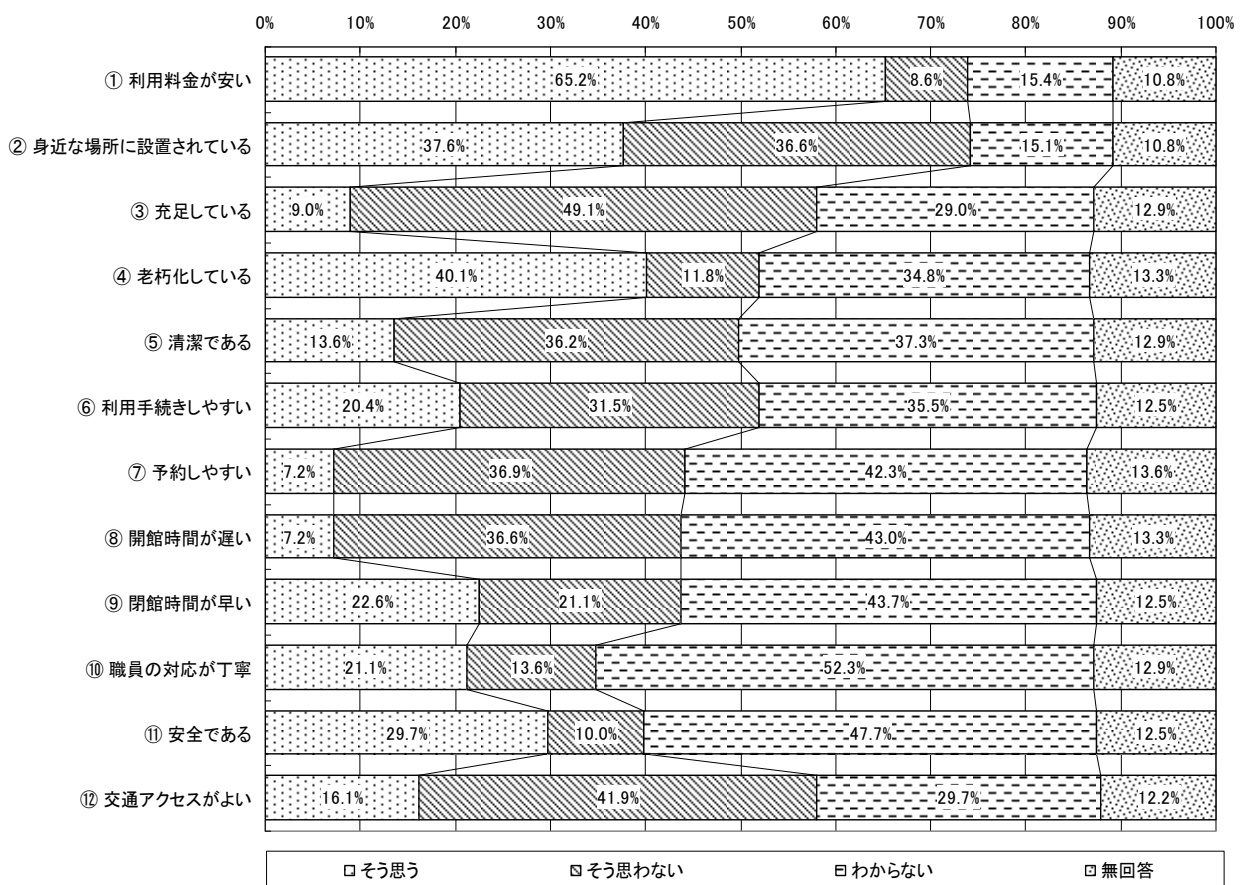
(N=116)

公共体育施設の印象

◆ 公共体育施設の印象について「そう思う」と回答した項目は、「利用料金が安い」が65.2%と最も多く、次いで「老朽化している」が40.1%、「身近な場所に設置されている」が37.6%の順となっています。

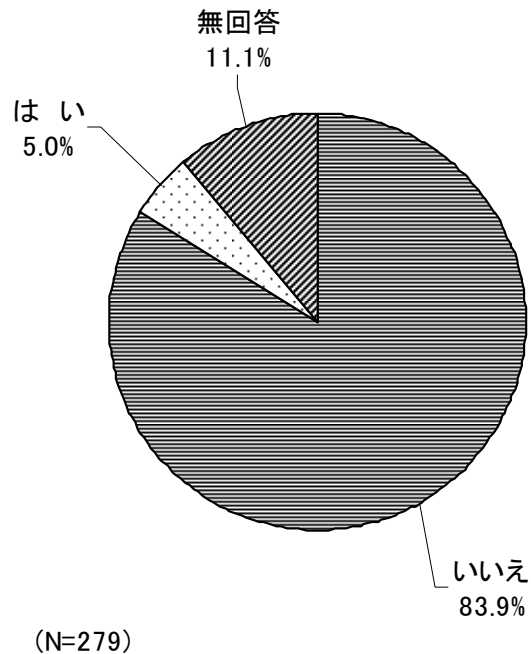
一方、「そう思わない」と回答した項目は、「充足している」が49.1%と最も多く、次いで「交通アクセスがよい」が41.9%の順となっています。

【全体】

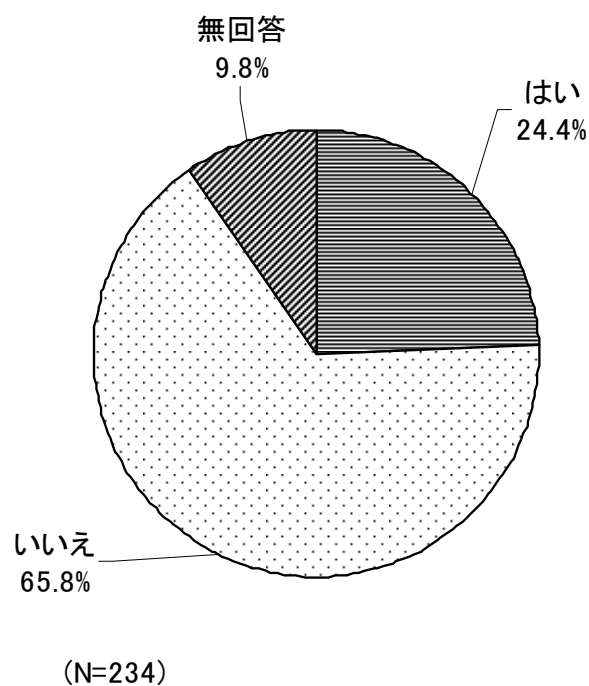


スポーツを支える人の状況

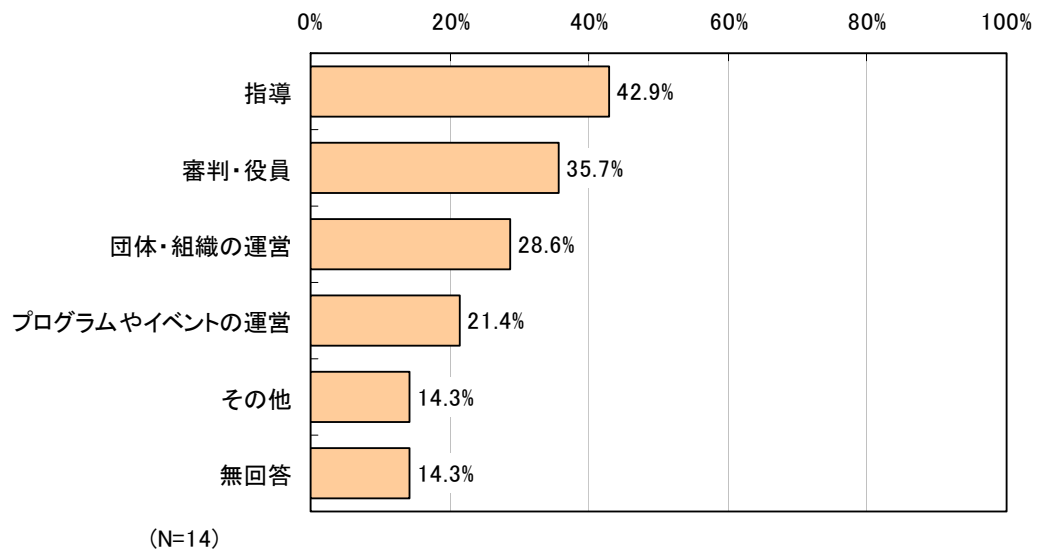
- ◆ 過去1年間にスポーツに関わるボランティア活動について、報酬を目的としない活動を行ったかどうかについては、「いいえ」が83.9%となっています。



- ◆ 今後、機会があれば行いたいと思うかについては、「いいえ」が65.8%となっています。年齢別では、「はい」と回答した人の割合は30歳代を除き、若年齢層ほど高い傾向にあります。

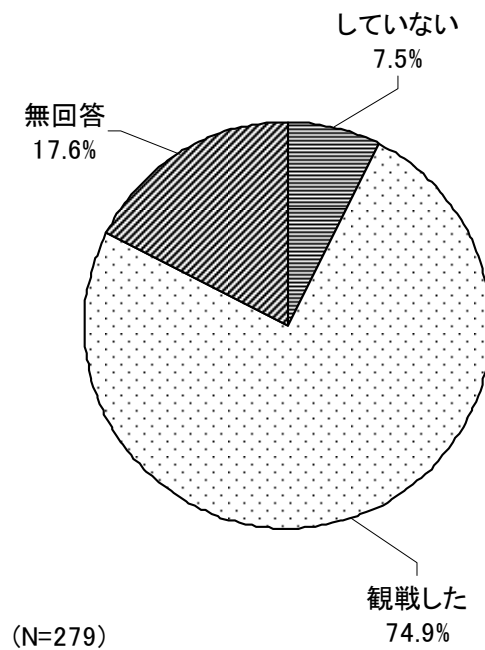


◆ ボランティア活動の具体的な内容については、「指導」が 42.9%となっています。



スポーツ観戦をした人の状況

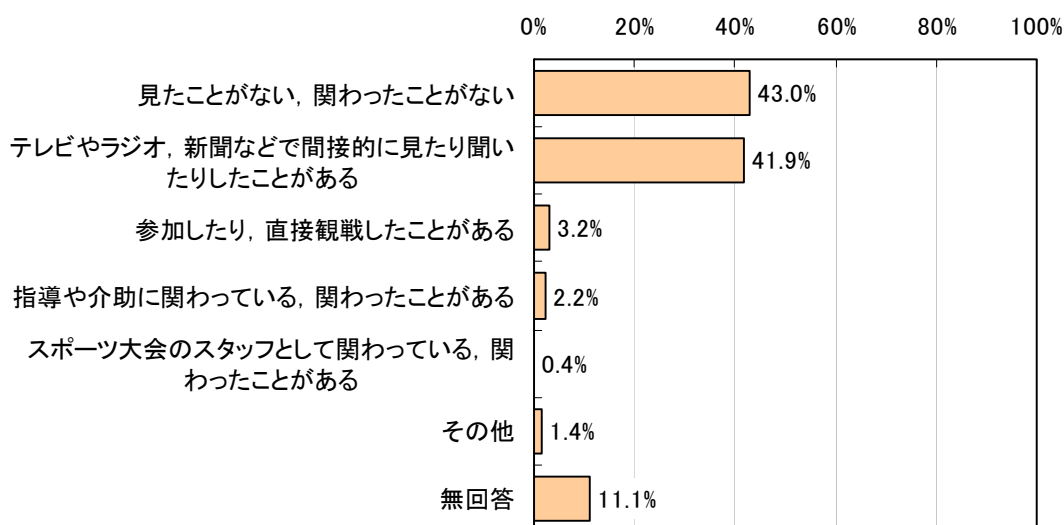
◆ 過去1年間におけるスポーツ観戦の有無については、「観戦した」が 74.9%となっています。



障害者スポーツに関わった人の状況

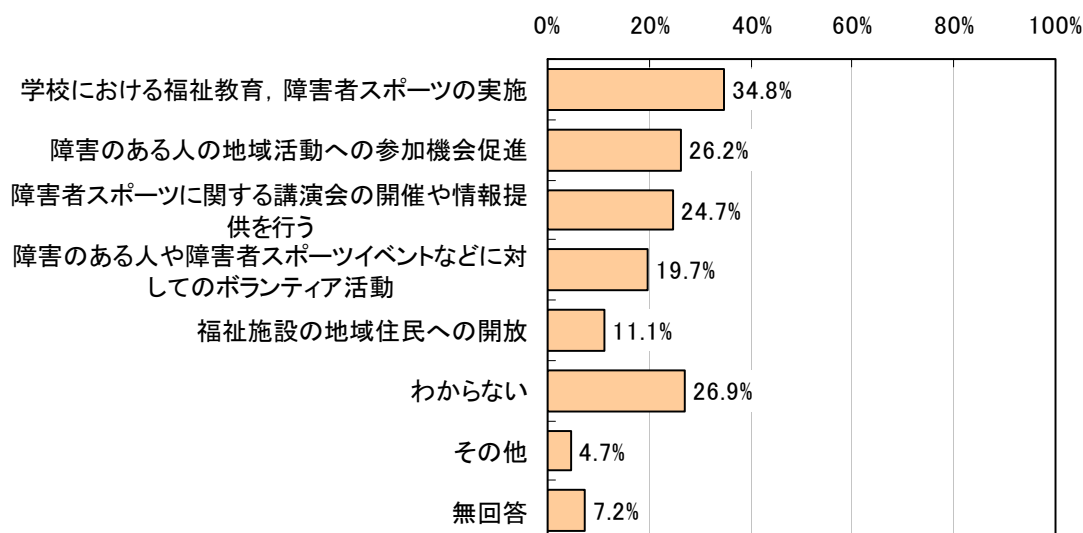
- ◆ 障害者スポーツに関わったことについては、「見たことがない、関わったことがない」が43.0%と最も多く、次いで「テレビやラジオ、新聞などで間接的に見たり聞いたりしたことがある」が41.9%の順になっています。

性別では、男性が「見たことがない、関わったことがない」、女性が「テレビやラジオ、新聞などで間接的に見たり聞いたりしたことがある」が最も多くなっています。



(N=279)

- ◆ 障害者スポーツに対する市民の理解を深めるために必要なことについては、「学校における福祉教育、障害者スポーツの実施」が34.8%と最も多く、次いで「障害のある人の地域活動への参加機会促進」が26.2%の順になっています。



(N=279)

(2) 対象者別にみた市民のスポーツ活動の現状

① 児童・生徒のスポーツ

小学校・中学校では、体育の授業の充実を図るとともに、体力向上に向けた「一校一取組」や小学校では「一学級一実践」の取組みを実施しています。

平成27年度の東京都児童・生徒体力、生活・運動習慣等調査では、国分寺市立の小学校・中学校での運動部所属率は、小学校1年生から中学校3年生までを平均すると68.58%（男子77.60%，女子59.57%）です。東京都の平均は62.41%（男子72.03%，女子52.79%）でした。

また、体力テスト8種目平均の合計点では男子43.76点、女子46.70点で、東京都の平均は男子43.03点、女子46.04点です。このように運動部所属率、体力テスト8種目平均の合計点ともに東京都の平均以上でした。同調査による、中学生の放課後に運動するところは、主に運動部活動や地域のスポーツクラブへの参加があります。小学校の現状は、全小学校に設置されている放課後子どもプランの校庭開放が「遊びの場」としてあります。またその他放課後の活動としては、少年少女野球チーム、少年少女サッカーチームが全校に、テニスはスポーツ少年団で、そのほかにも様々なスポーツが実施されています。

② 高齢者のスポーツ

老人クラブ連合会では、歩こう会・ペタンク大会・軽体操講習会・大運動会などを健康推進等のため実施しています。各グループの活動は、健康体操や輪投・ペタンクなど様々な活動を行っています。その主な活動場所は公共の施設です。その他には、介護予防に資する活動などを住民が主体となって取り組むグループが多数活動を行っており、自主的にできるウォーキング、ストレッチ等のスポーツ活動が行われています。

③ 障害者のスポーツ

障害者（児）運動会・お楽しみ会（年1回）が、障害者関係団体から実行委員が選出され企画・運営されています。ここでは、紅組・白組にわかれ玉入れやボトル倒しなどの競い合う種目と、お楽しみ会として、ボッチャや風船バレーなど誰もが楽しめる種目を実施し、障害者・その保護者・関係者等の参加により、身体を動かしながら交流も行っています。また、各団体の中でも個別に健康体操やストレッチ・ヨガやレクリエーションとしての運動、バスケットボールやソフトボール大会などが仲間との交流・健康の保持増進などを目的に行われています。また、市内体育施設や東京都多摩障害者スポーツセンターの利用もあります。

(3) スポーツ活動団体の現状

① 国分寺市体育協会

昭和29年11月、当初は野球連盟と剣友会により体育協会を創設しました。現在は、27加盟団体と1育成団体（スポーツ少年団）からなる組織です。市民体育大会や、少年少女の大会の企画・運営、加盟団体による各競技種目団体の大

会，練習会，初心者講習会の実施に携わり，ジュニアからシニアまで市民のスポーツ活動の推進を行っています。また，東京都市町村総合体育大会や都民体育大会等に選手を派遣しています。

② 総合型地域スポーツクラブ

平成25年に創設された「こくぶんじ地域クラブ」は，地域住民が主体となって運営されているスポーツクラブです。ベビーマッサージやベビーリトミック，骨盤ストレッチ，チアダンス，バランス&ノルディック，バドミントン，ボッチャ等，複数の種目が用意され，障害者を含み子どもから高齢者まで地域住民の皆さん誰もが楽しめるスポーツを行っています。市民体操祭では，こくぶんじ地域クラブ参加の子どもたちのチアダンスの発表が行われました。また，スポレクまつりへの参加など，スポーツ振興への協力があります。

③ スポーツサークル

職場や地域の方々が，自主グループとして市の体育施設や開放されている学校体育施設でスポーツ活動をしています。スポーツサークル登録を行っている団体数は411件で，延べ会員は8,437人です。（いずれも平成28年11月現在）

（４）スポーツを「支える」人の現状

スポーツ活動は，スポーツ活動団体の指導者や様々な協力者によって支えられています。

平成28年11月現在，市長が委嘱する任期2年の非常勤公務員のスポーツ推進委員が15人います。市のスポーツ推進のために，スポレク広場，スポレクまつり，ウォーキング・ハイキング，国分寺まつり会場での体力測定等で，スポーツの実技指導やスポーツに関する指導・助言などを行っています。また，市の各課からの要請によりレクリエーションスポーツの指導などに出向く等，市の事業への協力があります。

（５）体育施設の現状

市民スポーツセンター，ひかりスポーツセンター，室内プール，戸倉野球場，けやき運動場，戸倉第1，第2テニスコート，本多武道館等，体育施設の利用者は，平成27年度，延べ50万人以上となっています。これらの施設は，整備後，一定以上の時間が経過し老朽化が進んできているため，修繕・更新などの整備が必要となってきています。

2 スポーツ推進に向けた課題

前項の『実態調査』や市民ワークショップの意見など踏まえ、「生涯スポーツの推進」、「体育施設の整備」、「スポーツ活動への支援」の3つの視点から、国分寺市におけるスポーツ推進に向けた課題を整理します。

(1) 生涯スポーツの推進

東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されることで、スポーツへの気運が高まり、スポーツを始める人が増えることが期待されます。誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツを楽しむことができる環境の整備や、地域の特性を活かしながら「する」「観る」「支える」の目的に合った取組みが必要になっています。

① ライフステージに応じたスポーツの促進

『実態調査』から、スポーツを行う理由は、健康の維持増進を望んでいることが分かりました。また一方では、スポーツを実施しなかった理由は、仕事・家事・育児が忙しいことが高く、また女性の割合が高かったことから子育て世代への支援が必要と考えます。スポーツを行いづらい世代に向け、スポーツを行うきっかけづくりやスポーツしやすくする取組みが必要です。

また、スポーツを行う目的として、健康の維持増進を挙げる市民が多いこと。高齢者は、特に健康な状態を仲間との交流をしながら保っていきたい、気軽に楽しみながら行いたいこと。このことから高齢者自身が健康の維持増進や生きがいづくりの視点をもってスポーツの推進を図っていくための取組みが重要であると考えます。

さらに、散歩やジョギング、ウォーキングなどを個人で楽しむ市民が多いことも分かりました。これらのスポーツや誰もが参加できるレクリエーションスポーツを拡大していき、街の活性につなげていくことも必要です。

② 障害者のスポーツ推進

障害者がスポーツを行うための支援については十分ではないことが分かりました。障害者も含め、誰もが一緒にスポーツを気軽に楽しめる環境づくりや障害者が取り組むことのできるスポーツに対する理解を広げていくことが必要です。

③ 幼児期のスポーツ促進

文部科学省が行っている「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」によると、全国的に低下傾向が続いていた子どもの体力・運動能力は近年緩やかに改善しつつあるとはいえ、現在の子どもの体力・運動能力の結果をその親の世代であ

る30年前と比較すると、ほとんどのテスト項目において、子ども世代が親世代を下回っています。また、運動する子どもとしない子どもの体力格差は拡大してきています。これらは、テレビゲームの普及などライフスタイルの変化から、子どもが外で遊ぶことが少なくなってきたことが原因の一つと考えられます。

そのため、子どもが外で遊びたくなるような仕掛けづくりや地域の中でスポーツが楽しめる環境づくりをすすめることが必要です。学校での体力向上に向けた取組みや放課後のスポーツ活動の取組みに加え、地域でのスポーツ活動の取組みが必要とされます。幼児期から児童期・少年期へとスポーツに親しむ機会を充実し、運動することを習慣化させていくことも重要です。

④ 地域スポーツの推進

地域におけるスポーツの推進は、「地域の人との交流」や「地域住民の健康づくり」につながるものとして期待されていることから重要な課題となっています。各小学校の少年野球や少年サッカーなどを母体とした地域スポーツの更なる拡充を、地域コミュニティの活性化につなげることも必要です。

(2) 体育施設の整備

当市の体育施設は、整備後一定以上の期間が経過した状態であり、『実態調査』からも40.1%の市民が老朽化していると感じていることが分かりました。

国分寺市公共施設等総合管理計画に基づき、今後策定する国分寺市公共施設適正再配置計画・国分寺市公共施設個別計画を踏まえ適切に改修を進めていきます。また、隣接市との広域連携による体育施設の相互利用を進めていくこと、将来の体育施設の整備を見据えた計画的な検討や、国分寺市が人口減少社会に転じた時を見据えた公共施設の複合化・多機能化により体育施設の充実に対する策を講じておくことが重要です。

① 誰もが利用しやすい体育施設の整備

どの世代においても施設を安全に利用できるようにすることが求められ、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されることで、障害者のスポーツ参加やスポーツ選手をめざす子どもたちが増えることなどが期待されます。これを契機と捉え体育施設の整備を進めることが重要です。既存の公共施設を有効に活用しながら、体育施設の安全性の維持・バリアフリー機能向上を図ります。

② 学校施設の更なる開放

『実態調査』では、学校施設の開放について知らなかった人が、47.7%でし

た。スポーツを継続的に行っている人も、行っていない人も身近な場所に施設があればスポーツがしやすいという回答が上位にきています。

また『国分寺市市民意向調査報告書』（平成27年8月）の「問25」では、

問25 文化活動やスポーツ活動を発展・促進させるために、市として特にどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。

というアンケートを実施しました。その結果、「図書館の図書・資料を充実する」の割合が19.8%と最も高く、次いで「小中学校の学校施設の開放を拡充する」17.7%となっており、1位・2位の順位は前回調査と同様でした。

この結果からスポーツの場として学校の校庭や体育館・プールなど地域への開放が求められていることが分かります。地域へ開放するにあたっては、施設の情報を分かりやすくするとともに、現在の利用状況を踏まえ、身近にある学校施設で汗を流したり、活動を観たりする機会を更に増やすための取組みが重要です。

(3) スポーツ活動支援の充実

スポーツ活動は、スポーツ活動団体の指導者や様々な協力者に支えられています。その「支える」人の活動支援、スポーツを「観る」ための情報提供の充実、従来から地域で活動をしている様々な人々やスポーツ活動団体等のつながりを活かした連携の仕組みづくりが必要です。

① スポーツを「支える」人の支援

スポーツへの関わり方として、自身でプレー「する」だけでなく、スポーツを「支える」ことでの関わりも必要です。東京2020オリンピック・パラリンピックの開催という好機をとらえ、自身がボランティア活動、非営利活動などを通して「支える」側で活躍することも重要です。

② スポーツを「観る」ための情報提供

スポーツに励むひたむきな姿は、観る人に夢と感動を与え、観る人のスポーツやプレーヤーへの関心を高めます。スポーツを観る機会を多く提供することで新たな趣味の世界を発見し、人生を豊かにしていくことができます。

日本や世界のトップを目指し努力する選手やチームの情報を市民の皆さんへ提供することでスポーツに対する関心を高め、スポーツを「観る」から「する」「支える」へと広げ、「観る」「する」「支える」人を「スポーツ人口」と捉え、その拡大につなげていくことが必要です。

③ スポーツ団体・関係団体等との連携

地域のスポーツ活動を推進するためには、地域の様々なスポーツ団体、関係団体・学校やスポーツ推進活動をしている方々と連携する仕組みを創出することで、各団体間の情報交換、新たなイベント・事業開催、スポーツ団体の交流を通じて地域の活性化を図ることが必要です。

第3章 基本構想

1 基本理念

社会情勢の変化により，市民生活でも，スポーツに求める役割は多様化し，スポーツが果たす役割の重要性が高まるなか，スポーツを「観る」「する」ことを楽しみ，また，スポーツを「支える」ための指導や審判などに喜びを感じている人々がいます。

これらスポーツを楽しむための環境の向上を推進することが，重要なものであると考え，スポーツを通じて「元気な市民」「元気なまち」を実現するための基本理念を次のとおり定めます。

だれでも参加できる豊かな生涯スポーツ社会の実現

～スポーツでもっと元気な国分寺～

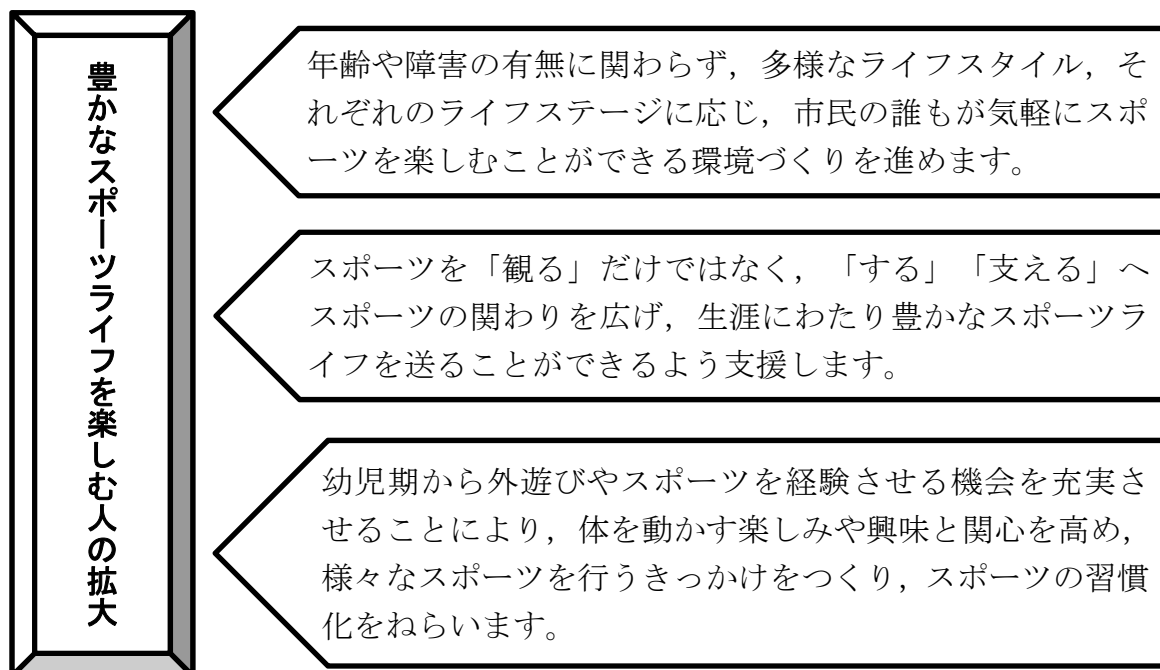
そのためには，市民・地域・行政が互いに連携し，これまで以上にスポーツを通じて地域コミュニティの醸成や夢のあるスポーツ環境づくりに努め，健康の維持増進からスポーツ競技能力向上までを視野に入れた環境整備を進めます。



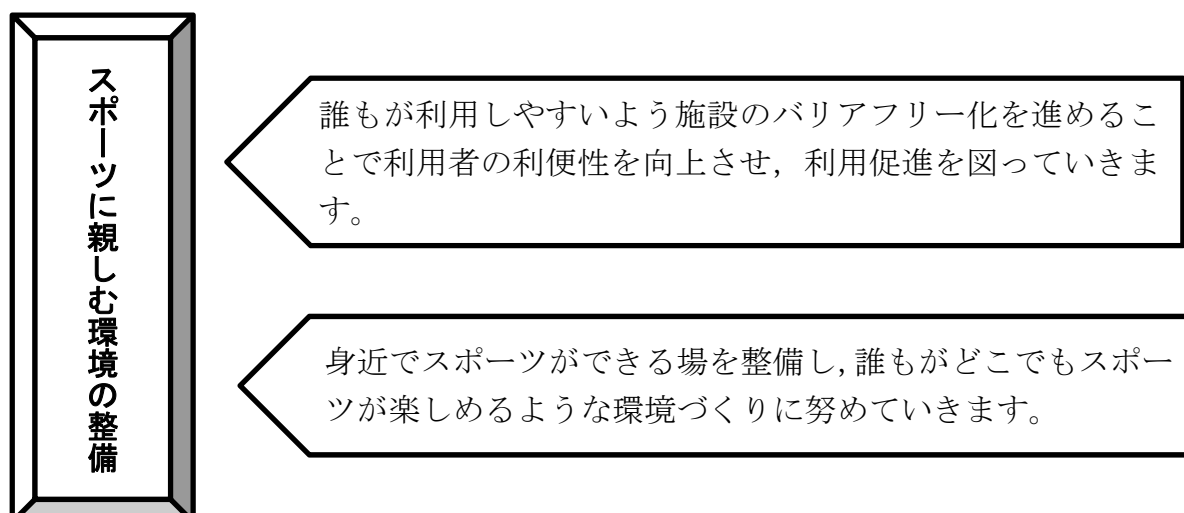
2 基本目標

「だれでも参加できる豊かな生涯スポーツ社会の実現」を達成するための基本目標を次のとおり定めます。

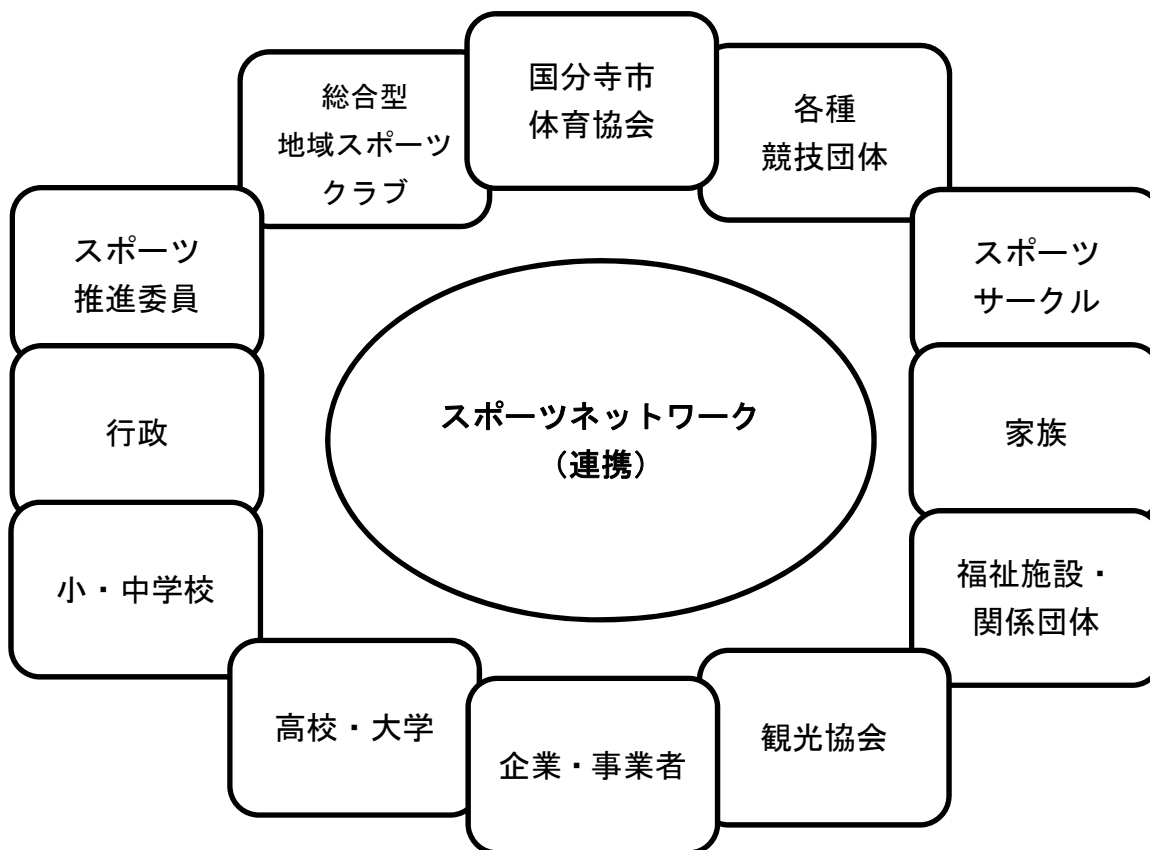
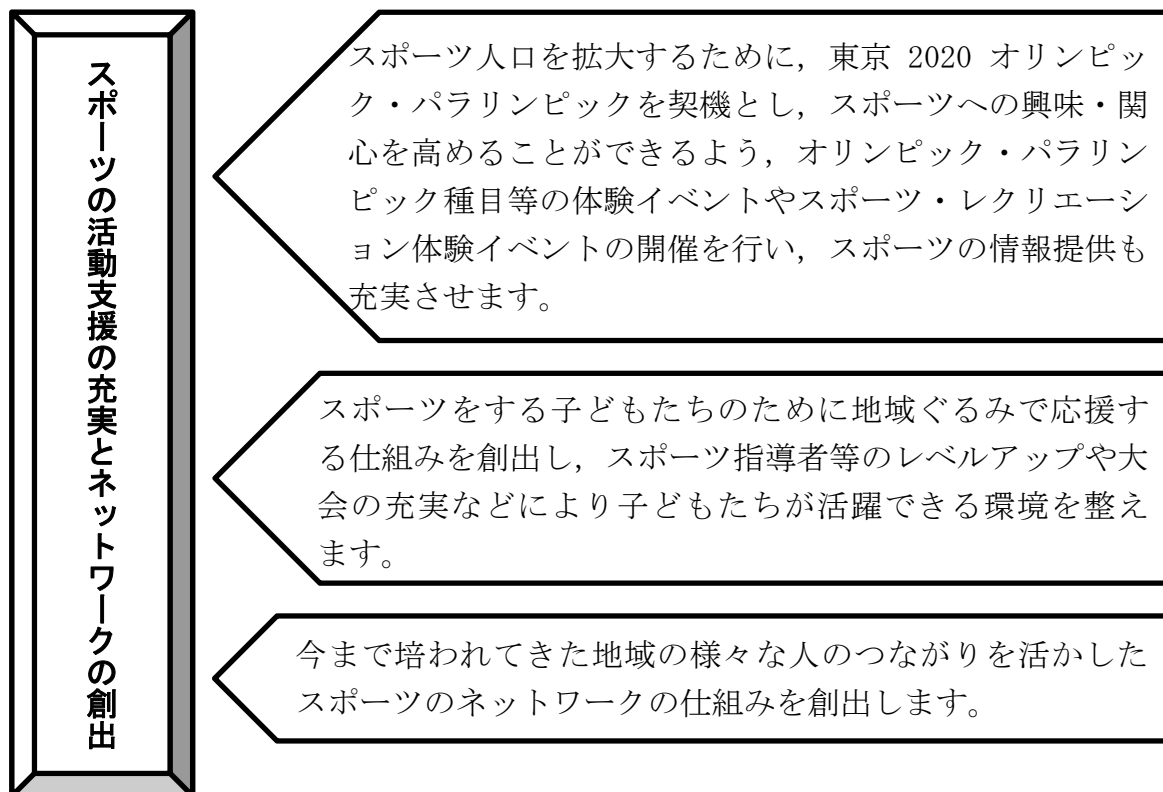
基本目標 1



基本目標 2



基本目標 3



3 施策体系

基本理念

基本目標

主要施策

だれでも参加できる豊かな生涯スポーツ社会の実現
↳スポーツでもっと元気な国分寺

1 豊かなスポーツライフを
楽しむ人の拡大

(1) ライフステージに応じたスポーツ活動の促進

(2) 障害者のスポーツに親しむ機会の充実

(3) 幼児期からの豊富なスポーツ体験の推進

(4) 地域スポーツ活動の支援

2 スポーツに親しむ
環境の整備

(1) 快適で安全に配慮した施設整備

(2) 身近でスポーツができる環境づくり

(3) 学校と連携したスポーツ機会の充実

3 スポーツの活動支援の充実
とネットワークの創出

(1) スポーツ活動を支える人の創出

(2) スポーツ指導者の育成

(3) 多様なスポーツ活動への支援

(4) スポーツ情報の充実

(5) スポーツ団体・関係団体・関係機関との連携

4 成果目標

本市のスポーツの実態を調査して、本計画を推進していくための成果目標を次のように設定します。

成果目標①

成人の週1回以上のスポーツ実施率を増やす

本計画を推進することで「スポーツ人口が増えている」状態になることを目指します。そして、平成28年9月現在“49.2%”である「成人の週1回以上のスポーツ実施率」を、前期終了時の平成32年時点で“60%”，後期終了時の平成36年時点で“70%”とすることを目標として設定します。

成果目標②

小学生・中学生の体力を向上させる

国分寺市の子ども達の体力は、東京都の平均よりは高くなっていますが、今後低下していくことがないように、幼児期のスポーツ活動の推進を図り、「小学生・中学生の体力が向上している」状態を目指します。「東京都児童・生徒体力、生活・運動習慣等調査で、すべての学年・種目で東京都平均を上回る」ことを目標として定めます。

成果目標③

スポーツネットワークの創出

スポーツ団体、地域で活動している様々な関係団体、関係機関などが連携し、スポーツボランティア活動などが行われている状態を目指し、情報を交換したり共有したりできる相互に連携を取りやすい仕組みを創出します。

第4章 主要施策

【基本目標1】

豊かなスポーツライフを楽しむ人の拡大

施策1-(1)

ライフステージに応じたスポーツ活動の促進

取組みの方向性	各世代においていきいきと充実した生活が送れる様、「だれもが」「いつでも」「どこでも」「いつまでも」余暇時間の取りにくい子育て世代・働き盛り世代をはじめ、子どもなど各世代のライフステージに応じ、だれもが気軽にスポーツに親しめる取組みを促進し、スポーツを「する」ことの喜びや楽しさを体験することができる機会の充実を図ることで、スポーツの楽しさを伝えます。
主な取組み1	■子育て世代・働き盛り世代が参加しやすいスポーツ機会を増やします ①親子参加型のスポーツ教室を開催します。 ②子育て世代・働き盛り世代の余暇時間を考慮して体育施設・学校施設を開放します。 ③子育て中でも「親子ひろば」などを活用してスポーツができることを周知します。
主な取組み2	■高齢者にスポーツの実践を促します ①ロコモティブシンドローム（運動器症候群）※1を予防するためには、運動習慣と食生活の改善が有効とされています。若いうちからの運動習慣が大切であることを関係部署が連携し周知することが必要です。体を動かすことのメリットを伝えながら、高齢者へのレクリエーションスポーツ・介護予防運動等を推進します。 ②高齢者向けスポーツ教室を開催します。
主な取組み3	■レクリエーションスポーツの普及を図ります ①スポーツイベントにおいてレクリエーションスポーツを体験する機会を設けます。 ②レクリエーションスポーツ教室やレクリエーションスポーツ祭を開催します。

<p>主な取組み 4</p>	<p>■レクリエーションスポーツを体験する機会を増やします</p> <p>①みんなで遊べるレクリエーションスポーツのイベントを開催します。</p> <p>②レクリエーションスポーツの指導者の育成を支援するとともに、活動の場をつくります。</p>
----------------	---

※1ロコモティブシンドローム（運動器症候群）：運動器の衰え・障害によって、歩行、立ち座りなどの移動機能の低下を来した状態をいう。進行すると介護が必要となるリスクが高くなる。

施策 1－(2)

障害者のスポーツに親しむ機会の充実

<p>取組みの方向性</p>	<p>障害者のスポーツに親しむ機会を充実させるために、障害に対する多岐にわたる専門知識・経験を有する健康・福祉部門と連携した取組みを進めます。</p>
<p>主な取組み</p>	<p>■障害者がスポーツをしやすい環境を整えます</p> <p>①障害の有無に関わらず、スポーツを通じて交流することで、楽しくスポーツを「する」機会を提供します。</p> <p>②障害の程度や障害者が目指すスポーツレベルに合わせて指導できる指導者を育成するとともに、活動の場をつくります。</p> <p>③障害者にスポーツの楽しさを紹介する指導者や活動を「支える」ボランティア体制の取組みについて検討します。</p>



施策 1 - (3)

幼児期からの豊富なスポーツ体験の推進

取組みの方向性	小学校に入る前の幼児期において、様々な外遊び・スポーツを習慣化させて、成長に応じたスポーツの実践につなげ、子どもの体力向上に取り組めます。
主な取組み 1	■幼児期の子どもを対象とした外遊び・スポーツの体験教室を開催します。 ①小学校入学前の幼児期の親子を対象とした外遊び・スポーツ教室を開催します。 ②親子体操教室等、体力向上に向けたプログラムを充実させ、習慣化を目指します。
主な取組み 2	■保護者に体力づくりの大切さを伝えます ①将来のために、子どもの頃からロコモティブシンドローム（運動器症候群）対策の必要性が言われています。関係部門と連携を図り、保護者に対して幼児期から適切なスポーツや食生活の大切さを伝えます。



施策 1 - (4)

地域スポーツ活動の支援

取組みの方向性	地域におけるスポーツ活動を更に活性化するため、誰もが気軽に楽しく参加できるスポーツイベントの充実や地域間の交流を促すための取組みを推進します。
主な取組み 1	<p>■地域行事で行うレクリエーションスポーツを指導します</p> <p>①地域行事において、スポーツ推進委員等によるレクリエーションスポーツ等の指導を実施します。</p> <p>②自治会・町内会主催の運動会等スポーツイベントの開催を支援します。</p> <p>③自治会・町内会役員や青少年育成委員等に地域スポーツ活動の普及をすすめます。</p>
主な取組み 2	<p>■小学校を基盤としたスポーツを支えます</p> <p>①小学校における野球・サッカーなど様々なチームスポーツの継続的かつ活発な活動を支援します。</p> <p>②小学校における野球・サッカーなど様々なチームスポーツ等の指導者に対する講習会を開催し更なるレベルアップを図ります。</p> <p>③小学校を基盤とした持続可能な新たな地域スポーツ活動のあり方を検討します。</p>
主な取組み 3	<p>■地域スポーツ活動を進めやすくします</p> <p>①地域スポーツ活動について、互いに情報共有し意見交換が行なえる場をつくります。</p>



【基本目標 2】

スポーツに親しむ環境の整備

施策 2 - (1)

快適で安全に配慮した施設整備

取組みの方向性	『実態調査』での市民の意見のとおり，当市の体育施設は決して充実している状況ではありません。このため，スポーツの種目に応じて既存の体育施設や学校施設を有効に活用しつつ，民間体育施設等の活用や隣接市との広域連携による拡充に努めます。
主な取組み 1	■安全に配慮した体育施設を整備します ①体育施設のバリアフリー化を進めます。 ②老朽化した施設の計画的な整備を進めます。
主な取組み 2	■快適な体育施設を整備します ①体育施設の機能向上を目指します。 ②隣接市との広域連携による新たな体育施設の拡充に努めます。 ③レクリエーション機能としての体育施設を有した都市公園の整備を推進します。



施策 2 - (2)

身近でスポーツができる環境づくり

取組みの方向性	広場や公園，遊歩道等の生活に身近な場所で身体を動かすことは健康づくりには欠かせません。また，よりハイレベルな目標に挑戦していくためのきっかけとなることから身近でスポーツができる環境づくりを進めます。
主な取組み 1	■ウォーキングしやすい環境を整えます ①安全に散策等を楽しめるコースを紹介します。 ②隣接市と連携し新たなウォーキング・ルートを開拓します。
主な取組み 2	■民間の体育施設等の活用を検討します ①公共施設は利用状況が高い状況にあります。隣接市との広域連携を含め，体育施設を補完する観点から，身近にある体育施設等の活用を検討します。
主な取組み 3	■体育施設の利用しやすい環境をつくります ①インターネットによる公共施設予約システムを導入します。 ②より多くの市民が利用しやすい学校開放を行います。



施策 2 - (3)

学校と連携したスポーツ機会の充実

取組みの方向性	部活動等の課外活動への支援や、学校施設の開放をより利用しやすくすることで、児童・生徒のスポーツ機会の充実を図り、体力向上やスポーツの習慣化につなげます。
主な取組み 1	■課外活動でのスポーツ活動を支えます ①小学生が取り組める新たな健康の維持増進と体力向上を図かれるメニューを検討します。 ②小学生の誰もがスポーツを体験できる機会をつくり、心身の健全な発達、体力や運動能力の向上を図ります。 ③小中学生が取り組むスポーツ活動に指導者を紹介する等積極的に支援します。 ④小中学校のスポーツ備品や用具を充実します。
主な取組み 2	■オリンピック・パラリンピック教育推進校事業に取り組めます ①「オリンピック・パラリンピック教育推進校」事業を通して、オリンピック等著名なスポーツ選手等の講演や実技を間近で「観る」ことで、オリンピック・パラリンピックやスポーツへの関心・興味を高めます。

【基本目標 3】

スポーツの活動支援の充実とネットワークの創出

施策 3 - (1)

スポーツ活動を「支える」人の創出

取組みの方向性	中学生や高校生をはじめ、多くの市民や関係団体を、スポーツイベントや大会の運営等を「支える」スポーツボランティアとして育成します。
主な取組み 1	■スポーツボランティア研修会を開催します ①市報等を活用して、スポーツを「支える」の意義・役割等の情報を発信します。 ②スポーツボランティア研修会を定期的で開催します。

<p>主な取組み 2</p>	<p>■スポーツボランティア人材登録の仕組みをつくとともに活動の場を広げます</p> <p>①スポーツボランティア研修会を受講した人を登録し、スポーツイベント等で幅広く活動できる仕組みを構築します。</p>
----------------	---

施策 3 - (2)

スポーツ指導者の育成

<p>取組みの方向性</p>	<p>指導者には経験や専門的な知識が必要になります。またスポーツの楽しさを伝えられる等、市民の多様なニーズに応えられるスポーツ指導者の育成と活用を図ります。</p>
<p>主な取組み</p>	<p>■適切な指導ができるスポーツ指導者を育成します</p> <p>①地域やスポーツ団体等にトップアスリートの指導者等の派遣や、市にゆかりのあるトップアスリートの高い技術や豊かな経験を地域スポーツに還元することにより、スポーツ指導者の意欲・技術の向上や地域の活性化、次世代のアスリートを育てることに繋がる好循環の創出を図ります。</p> <p>②指導者の資質向上に繋げるための研修会を開催します。</p>

施策 3 - (3)

多様なスポーツ活動への支援

<p>取組みの方向性</p>	<p>市内で競技スポーツ活動を実践している競技者や団体を支援し、東京都市町村総合体育大会や都民体育大会などへ選手派遣を促進します。</p> <p>また、国民体育大会等全国大会や、東京2020オリンピック・パラリンピック等、国内外で活躍する選手を応援し、市民のスポーツ活動の推進と奨励を図ります。</p>
<p>主な取組み 1</p>	<p>■競技者がハイレベルな目標に挑戦できる環境をつくります</p> <p>①体育協会やその加盟団体を通じ、東京都市町村総合体育大会や都民体育大会などへ選手を派遣し、更に上位の大会への参加を支援していきます。</p> <p>②全国大会等への遠征費の支援拡充を検討します。</p>

主な取組み 2	<p>■市にゆかりがある日本や世界のトップを目指し努力する選手やチームを応援します</p> <p>①選手の発掘・育成・強化に取り組むスポーツ団体等を支援します。</p> <p>②ハイレベルの大会での活躍を目指す選手や市にゆかりのある著名な選手を応援していきます。</p>
主な取組み 3	<p>■トップアスリートとの交流の機会をつくります</p> <p>①子どもたちがトップアスリートと交流するイベントやスポーツ教室を開催します。</p>
主な取組み 4	<p>■スポーツ少年団の活動を支えます</p> <p>①指導者やリーダーなどの育成等，スポーツ少年団活動の支援を行います。</p>
主な取組み 5	<p>■総合型地域スポーツクラブへの支援</p> <p>①総合型地域スポーツクラブの活動の場の提供や広報活動の支援を行うとともに，認知度の低い現状を踏まえ，市民に啓発し，認知度の向上を図ります。</p>

施策 3 - (4)

スポーツ情報の充実

取組みの方向性	<p>「スポーツをする時間がない」，「スポーツに関心がない」等の理由から，日常的にスポーツをしていない人たちが，気軽にスポーツを行え，その楽しさに気づくことができる機会や情報提供の充実を図ります。</p>
主な取組み 1	<p>■スポーツの楽しさを伝えます</p> <p>①ホームページ等により，スポーツ未経験者の方々にスポーツの楽しさを知っていただく情報を発信します。</p> <p>②スポーツが身体にとって，どのようなメリットを生じさせるかを学ぶ研修会を医師会等と連携して開催します。</p> <p>③市ホームページにおけるスポーツ情報欄を充実させます。</p>
主な取組み 2	<p>■トップアスリート・スポーツ団体の情報を発信します</p> <p>①スポーツ界で活躍する人や競技力向上に励む人たちの情報を収集し，ホームページに掲載します。また，インターネット上に動画配信していきます。</p>

施策3-(5)

スポーツ団体・関係団体・関係機関との連携

取組みの方向性	スポーツ団体，地域で活動している様々な関係団体，関係機関などと連携し，各団体間の情報交換や連携による事業の開催，指導者のマッチングへの取組みなど，スポーツ団体等の交流を通じた地域の活性化に努めます。
主な取組み	■様々なスポーツ団体が連携できる仕組みを創出します ①様々なスポーツ活動団体や関係機関などが連携できるよう，情報交換や共有ができる仕組みを構築します。 ②様々なスポーツ活動団体の連携により，必要な指導者の情報が得られるなどマッチングへの仕組みを創出します。

第5章 計画の推進にあたって

1 推進体制

本計画の推進にあたって、市民をはじめ、教育委員会や地域のスポーツ関係者、スポーツ団体、行政等が相互に連携・協力をしながら、それぞれが主体的に取り組むを進めることで「だれでも参加できる豊かな生涯スポーツ社会の実現」を目指します。

2 計画の進行管理

本計画に基づく施策の実施に際しては、一定期間経過後に本計画に基づく施策の実施状況や達成状況などをスポーツ振興課において進捗状況の把握・管理に努めます。

また、計画期間の前期計画の最終年度となる平成32年度には、進捗状況及び成果目標の評価を行い、社会情勢の変化も踏まえて、計画の見直しを行います。

国分寺市スポーツ推進計画 スタート
(平成29年度～平成36年度)

計画に基づく施策の実施
進捗状況の把握・管理



進捗状況の評価・成果目標の評価
計画の見直し (平成32年度)

国分寺市スポーツ推進計画
後期計画 スタート
(平成33年度～平成36年度)

計画に基づく施策の実施
進捗状況の把握・管理



進捗状況の評価・成果目標の評価
計画の改定 (平成36年度)

(仮) 第2期国分寺市スポーツ推進計画
(平成37年度～)

資料編

1. (仮称) 国分寺市スポーツ推進計画市民ワークショップ設置要綱

(設置)

第1条 国分寺市スポーツ振興基本計画（平成18年10月策定）の見直しを行い、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条に基づき策定する（仮称）国分寺市スポーツ推進計画について、市民の意見を広く聴取するため、（仮称）国分寺市スポーツ推進計画市民ワークショップ（以下「市民ワークショップ」という。）を設置する。

(任務)

第2条 市民ワークショップは、教育委員会の求めに応じ、（仮称）国分寺市スポーツ推進計画について検討し、国分寺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提言するものとする。

(組織等)

第3条 市民ワークショップは、公募による市民（ただし、国分寺市議会議員及び市の執行機関の職員は、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例の取扱について（平成11年国企企発第24号国分寺市長通達）の趣旨にのっとり、公募の対象としない。）をもって組織する。

2 教育委員会は、前条の報告の内容について、第1条の設置趣旨に沿って尊重するものとする。

(報酬)

第4条 市民ワークショップに参加する者（以下「メンバー」という。）の報酬は、無償とする。

(進行役)

第5条 市民ワークショップに進行役を置き、メンバーの互選によりこれを定める。

2 進行役は、市民ワークショップの会議の進行を行い、会務を処理する。

(会議の招集)

第6条 進行役は、市民ワークショップの会議を招集する。

(意見の聴取等)

第7条 市民ワークショップは、必要があると認めるときは、メンバー以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又はメンバー以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 市民ワークショップの庶務は、教育部社会教育・スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか市民ワークショップの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

2. ワークショップ開催状況

開催回数	開催日	主な内容	参加人数
第1回	平成26年 7月23日	<ul style="list-style-type: none"> 参加者自己紹介 進行役の選出 このワークショップの位置づけについて 今後の進め方について 	11名
第2-1回	8月20日	東京都スポーツ推進計画の5項目について 国分寺市の視点から意見を出す。	6名
第2-2回	8月20日	東京都スポーツ推進計画の5項目について 国分寺市の視点から意見を出す。	5名
第3回	9月17日	東京都スポーツ推進計画の5項目について 国分寺市の視点から意見を出す。	8名
第4回	10月15日	前回までの意見出しをまとめたものを踏まえさらにメンバーから意見のまとめと集約	8名
第5回	10月29日	これまで出た意見をもとにまとめた「提言書案」を、より形あるものにしていく。	8名
第6回	11月26日	第5回を踏まえた「提言書案」をもとに、 内容と体裁について整える。	8名
第7回	平成27年 1月28日	提言書の文言と、構成について確認、意見出しを行い、報告書を完成する。	8名
		延べ	62名

3. (仮称) 国分寺市スポーツ推進計画策定等検討委員会設置規程 (平成26年度)

(設置)

第1条 国分寺市スポーツ振興基本計画(平成18年10月策定)の見直しを行い、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条(地方スポーツ推進計画)に基づき、(仮称)国分寺市スポーツ推進計画の策定に関し、必要な事項を検討するため、(仮称)国分寺市スポーツ推進計画策定等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を国分寺市教育委員会に報告する。

- (1) (仮称)国分寺市スポーツ推進計画の策定に関する事項
- (2) 国分寺市スポーツ振興基本計画の見直しに関する事項
- (3) その他スポーツに関する施策の推進に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 政策部政策経営課長
- (2) 市民生活部文化と人権課長
- (3) 福祉保健部障害者相談室長
- (4) 福祉保健部健康推進課長
- (5) 福祉保健部高齢者相談室長
- (6) 子ども福祉部子育て支援課長
- (7) 都市建設部緑と建築課長
- (8) 教育部教育総務課長
- (9) 教育部学校指導課長
- (10) 教育部社会教育・スポーツ振興課長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長、副委員長は委員の互選によるものとする。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部社会教育・スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年5月26日から施行する。

4. (仮称) 国分寺市スポーツ推進計画策定等検討委員会設置規程 (平成28年度)

(設置)

第1条 国分寺市スポーツ振興基本計画(平成18年10月策定)の見直しを行い、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条(地方スポーツ推進計画)に基づき、(仮称)国分寺市スポーツ推進計画の策定に関し、必要な事項を検討するため、(仮称)国分寺市スポーツ推進計画策定等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) (仮称)国分寺市スポーツ推進計画の策定に関する事項
- (2) 国分寺市スポーツ振興基本計画の見直しに関する事項
- (3) その他スポーツに関する施策の推進に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 政策部政策経営課長
- (2) 市民生活部文化と人権課長
- (3) 市民生活部スポーツ振興課長
- (4) 福祉保健部障害福祉課長
- (5) 福祉保健部健康推進課長
- (6) 福祉保健部高齢者相談室長
- (7) 子ども家庭部子ども若者計画課長
- (8) 都市建設部緑と建築課長
- (9) 教育部教育総務課長
- (10) 教育部学校指導課長

(平成28年訓令第14号・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年訓令第14号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

5. (仮称) 国分寺市スポーツ推進計画策定等検討委員会委員名簿

番号	職名	氏名	任期期間
1	政策部政策経営課長	一ノ瀬 理	H26. 7. 14～27. 3. 31
1	政策部政策経営課長	可児 泰則	H27. 4. 1～28. 3. 31
1	政策部政策経営課長	藤原 大	H28. 4. 1～
2	市民生活部文化と人権課長	増田 章司	H26. 7. 14～27. 3. 31
2	市民生活部文化と人権課長	宮本 学	H27. 4. 1～
3	福祉保健部障害者相談室長	秦 由紀夫	H26. 7. 14～27. 3. 31
3	福祉保健部障害者相談室長	鈴木 佳代	H27. 4. 1～28. 3. 31
3	福祉保健部障害福祉課長	廣瀬 喜朗	H28. 4. 1～
4	福祉保健部健康推進課長	柳 功一	H26. 7. 14～27. 3. 31
4	福祉保健部健康推進課長	有賀 真由美	H27. 4. 1～
5	福祉保健部高齢者相談室長	伊藤 寿一	H26. 7. 14～27. 3. 31
5	福祉保健部高齢者相談室長	玉井 理加	H27. 4. 1～
6	子ども福祉部子育て支援課長	横川 潔	H26. 7. 14～27. 3. 31
6	子ども家庭部子ども若者計画課長	柳 功一	H27. 4. 1～28. 3. 31
6	子ども家庭部子ども若者計画課長	新井 宏伸	H28. 4. 1～
7	都市建設部緑と建築課長	池田 昇	H26. 7. 14～
8	教育部教育総務課長	新出 尚三	H26. 7. 14～
9	教育部学校指導課長	布宮 英明	H26. 7. 14～28. 3. 31
9	教育部学校指導課長	松浦 素明	H28. 4. 1～
10	教育部社会教育・スポーツ振興課長	上田 晴世	H26. 7. 14～27. 3. 31
10	市民生活部スポーツ振興課長	上田 晴世	H27. 4. 1～28. 3. 31
10	市民生活部スポーツ振興課長	千葉 昌恵	H28. 4. 1～

6. (仮称) 国分寺市スポーツ推進計画策定等検討委員会経過

(仮称) 国分寺市スポーツ推進計画策定等検討委員会経過

	回	日時・場所	主な内容
平成 26 年度	第1回	平成 26 年 7 月 14 日 (月) 午後 1 時 15 分～ 市役所第一庁舎第三 委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の委嘱並びに委員長及び副委員長の選出について ・(仮称) 国分寺市スポーツ推進計画策定の進め方について ・計画策定のスケジュールについて ・その他
	第2回	平成 27 年 2 月 6 日 (金) 午前 8 時 45 分～ 市役所第三庁舎 405 会 議室	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成 26 年度 (仮称) 国分寺市スポーツ推進計画市民ワークショップ報告書」について ・(仮称) 国分寺市スポーツ推進計画策定の今後のスケジュールについて ・その他
	第3回	平成 27 年 2 月 18 日 (水) 午後 1 時 30 分～ 市役所第三庁舎 405 会 議室	<ul style="list-style-type: none"> ・「国分寺市スポーツ振興基本計画の総括」について ・「(仮称) 国分寺市スポーツ推進計画策定進行スケジュール」について ・「(仮称) 国分寺市スポーツ推進計画」素案作成へ向けて ・その他
	第4回	平成 27 年 3 月 26 日 (木) 午後 3 時～ 市役所第一庁舎第一・第二委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称) 国分寺市スポーツ推進計画」策定進行状況について ・「(仮称) 国分寺市スポーツ推進計画」策定に係る講演会 講師：東京学芸大学教授 松田恵示氏 ・その他
平成 27 年度	第1回	平成 27 年 6 月 2 日 (火) 午後 2 時～ 市役所プレハブ会議 室第三	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の委嘱について ・(仮称) 国分寺市スポーツ推進計画策定等検討委員会のスケジュールについて ・国分寺市スポーツ振興基本計画の総括について ・市民説明会について ・その他

平成 27 年 度	第2回	平成27年 6月29日(月) 午前11時～ 市役所プレハブ会議 室第三	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)国分寺市スポーツ推進計画 構成案について ・(仮称)国分寺市スポーツ推進計画(案)について ・その他
	第3回	平成27年 7月8日(水) 午前9時～ 市役所第三庁舎403会 議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)国分寺市スポーツ推進計画について ・その他
	第4回	平成27年 10月6日(火) 午前9時～ 市役所第三庁舎402会 議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)国分寺市スポーツ推進計画について ・その他
	第5回	平成27年 10月14日(水) 午前9時～ 市役所第三庁舎402会 議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)国分寺市スポーツ推進計画について ・その他
	第6回	平成27年 10月27日(火) 午前9時～ 市役所第三庁舎402会 議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)国分寺市スポーツ推進計画について ・その他
	パブリック・コメント	平成27年12月8日～ 平成28年1月7日	パブリック・コメント実施
	第7回	平成28年 1月7日(木) 午後1時30分～ 市役所第三庁舎402会 議室	<ul style="list-style-type: none"> ・総務委員会での意見について ・パブリック・コメントについて ・今後のスケジュールについて ・「国分寺市スポーツ推進計画」(案)への教育委員会からの意見について ・その他

平成27年度	第8回	平成28年 1月19日(火) 午前11時～ 市役所第一庁舎第三 委員会室	<ul style="list-style-type: none"> 今後のスケジュールについて 「国分寺市スポーツ推進計画」(案)へのパブリック・コメントについて その他
	第9回	平成28年 2月5日(金) 午前10時～ 市役所第三庁舎402会 議室	<ul style="list-style-type: none"> 今後のスケジュールについて 総務委員会での意見について 「国分寺市スポーツ推進計画」(案)へのパブリック・コメントについて その他
平成28年度	第1回	平成28年 7月4日(月) 午前9時30分～ 市役所第三庁舎402会 議室	<ul style="list-style-type: none"> (仮称)国分寺市スポーツ推進計画策定等検討委員会の今年度の進め方について 市民アンケートについて 国分寺市スポーツ推進プラン(骨子案)について その他
	第2回	平成28年 8月5日(金) 午後2時～ 市役所第三庁舎403会 議室	<ul style="list-style-type: none"> 国分寺市民の運動・スポーツ活動に関する実態調査(案)の最終確認について 国分寺市のスポーツの推進に関するスポーツ関係団体等調査(案)について 国分寺市のスポーツの推進に関する障害福祉団体等への調査(案)について その他
	市民アンケート	平成28年9月2日～ 9月20日	市民アンケート実施
	第3回	平成28年 11月17日(木) 午後1時30分～ 市役所プレハブ会議 室第三	<ul style="list-style-type: none"> 国分寺市「市民の運動・スポーツに関する実態調査」結果報告について 国分寺市スポーツ推進計画(案)のパブリック・コメント確認について その他
	パブリック・コメント	平成28年12月20日 ～平成29年1月18日	パブリック・コメント実施

平成 28 年度	第4回	平成29年 2月8日(水) 午前10時～ 市役所第三庁舎403会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に実施したパブリック・コメントの結果について ・平成27年度に実施したパブリック・コメントの結果確認について ・その他
	第5回	平成29年 2月23日(木) 午後3時～ 市役所第三庁舎403会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・国分寺市教育委員会「国分寺市スポーツ推進計画」(案)への意見について ・国分寺市スポーツ推進計画(案)の最終確認について ・その他

国分寺市スポーツ推進計画

発行日 平成 29 年 3 月
発 行 国分寺市
編 集 市民生活部スポーツ振興課
〒185-8501 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1
電話 042-325-0111 (代表)